

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報

## 目次

ページ

○身体障害者関係医師の指定	一	宅支援事業者の指定	四
○家畜伝染病予防法に基づく患畜等の届出があった旨の公示	一	○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	四
○土地改良区の役員の就任届	二	○開発行為に関する工事の完了	四
○右 同	二	〔選挙管理委員会告示〕	
○保安林の皆伐面積の許容限度	二	○参議院（選挙区選出）議員選挙（奈良県選挙区）において候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数	五
○道路の位置指定	三		
○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	三		
○身体障害者福祉法に基づく指定居	四		

## 告示

### 奈良県告示第百四十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十六年六月一日

奈良県知事 柿本善也

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
中村武彦	田北病院	大和郡山市城南町二番一三号	内科（心臓機能障害）	平成十六年五月十二日
横谷倫世	黒滝村国民健康保険診療所	吉野郡黒滝村寺戸一八二番地の一	内科（心臓機能障害）、整形外科（肢体不自由）	平成十六年五月十二日
徳永裕彦	香芝旭ヶ丘病院	香芝市上中八三九番地	整形外科（肢体不自由）	平成十六年五月十二日

### 奈良県告示第百四十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜伝染病の発生があった旨、次のとおり届出があった。

平成十六年六月一日

奈良県知事 柿本善也

- 一 病名  
ヨーネ病
- 二 家畜の種類  
乳用牛
- 三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数  
患畜一頭
- 四 発生の場所又は区域  
天理市
- 五 発生年月日  
平成十六年五月十八日
- 六 その他参考となるべき事項

当該牛は、法令殺にて処分

奈良県告示第百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、法隆寺西部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年六月一日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 堀井 庄三郎 生駒郡斑鳩町法隆寺西一丁目四一―二八

〃 松井 良年 〃 〃 〃 一丁目一―二三

〃 川西 浩 〃 〃 〃 一丁目六一―四一

〃 中谷 勝 〃 〃 〃 一丁目五―一八

〃 権 正春 〃 〃 〃 法隆寺南一丁目九―一三

〃 山本 勝治 〃 〃 〃 一丁目四一―〇

〃 高永 晴雄 〃 〃 〃 法隆寺西一丁目六一―一七

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 高永 晴雄 生駒郡斑鳩町法隆寺西一丁目六一―一七

〃 川西 浩 〃 〃 〃 一丁目六一―四一

〃 中谷 勝 〃 〃 〃 一丁目五―一八

〃 権 正春 〃 〃 〃 法隆寺南一丁目九―一三

〃 森本 吉隆 〃 〃 〃 法隆寺西一丁目二―一六

〃 山本 勝治 〃 〃 〃 法隆寺南一丁目四一―〇

〃 森本 和収 〃 〃 〃 法隆寺西一丁目四一―二二

奈良県告示第百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、薑土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。  
平成十六年六月一日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 安川 貞男 北葛城郡新庄町大字薑二三八―一

〃 仲井 正喜 〃 〃 〃 一二五

〃 高木 正年 〃 〃 〃 七四―二

〃 安川 孝 〃 〃 〃 三一―一

〃 楠 修保 〃 〃 〃 一四一―一

〃 戸田 昌利 〃 〃 〃 八五―三

〃 安川 博 〃 〃 〃 二三九

〃 福西 倉志 〃 〃 〃 九一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 森田 恭文 北葛城郡新庄町大字薑一五〇

〃 高木 正年 〃 〃 〃 七四―二

〃 安川 茂樹 〃 〃 〃 二三八―二

〃 安川 孝 〃 〃 〃 三一―一

〃 楠 修保 〃 〃 〃 一四一―一

〃 戸田 昌利 〃 〃 〃 八五―三

〃 安川 博 〃 〃 〃 二三九

〃 福西 倉志 〃 〃 〃 九一

奈良県告示第百四十七号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。  
平成十六年六月一日

奈良県知事 柿本善也

（平成16年7月1日～平成17年3月31日）

単位：ヘクタール

同一の単位とされる保安林

皆伐面積の限度

大和川上流水源かん養保安林	6. 96
大和川下流水源かん養保安林	18. 66
白砂川水源かん養保安林	68. 14
木津川水源かん養保安林	148. 10
吉野川上流水源かん養保安林	292. 60
吉野川中流水源かん養保安林	47. 94
上十津川水源かん養保安林	661. 78
下十津川水源かん養保安林	899. 56
北山川水源かん養保安林	790. 49
大和川上流水砂流出防備保安林	2. 92
大和川下流水砂流出防備保安林	5. 62
白砂川土砂流出防備保安林	1. 65
木津川土砂流出防備保安林	31. 69
吉野川上流水砂流出防備保安林	10. 54
吉野川中流水砂流出防備保安林	28. 02
上十津川土砂流出防備保安林	38. 74
下十津川土砂流出防備保安林	70. 61
北山川土砂流出防備保安林	26. 26
大和川保健保安林	3. 90
北山川保健保安林	4. 22
宇賀志地区干害防備保安林	0. 40
高原地区干害防備保安林	13. 86

奈良県告示第百四十八号  
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があった。  
 平成十六年六月一日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年五月七日現在の地番による。）  
 大和郡山市南郡山町三六三番地ノ二一、三六三番地ノ三一、三六三番地ノ三四の各一部及び三六三番地ノ四二
- 二 申請者氏名 志水敬史
- 三 申請者住所 大和郡山市南郡山町三六三番地二九
- 四 道路の幅員 六・二〇メートル
- 五 道路の延長 一一・九四メートル
- 六 指定年月日 平成十六年五月十三日
- 七 指定番号 郡土第一六〇三号

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。  
 平成十六年六月一日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	称	事業所の名	地	居宅支援の種類	指定年月日
株式会社ラ イフエール	天理市中之庄町 四八三	株式会社ラ イフエール	株式会社ラ イフエール	天理市指柳町 三四六一四	居宅介護	平成十六年六月一日
株式会社コ ムスン	東京都港区六本 木六一〇一一	株式会社コ ムスンよし	株式会社コ ムスンよし	吉野郡大淀町 越部一六一九	居宅介護	平成十六年六月一日

株式会社コ ムスン	東京都港区六本 木六一〇一一	の桜ケアセ ンター	グランバ ー クス吉野一階	居宅介護	平成十六 年六月一 日
--------------	-------------------	--------------	---------------------	------	-------------------

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年六月一日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
有限会社ハ ヤシ	天理市富堂町三 二〇一一	有限会社ハ ヤシ 榛原営 業所	宇陀郡榛原町 下井足一九三 四一八一〇 三	居宅介護	平成十六 年六月一 日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年六月一日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
------------	--------------------	------------	-------------	-------------	-----------

株式会社コ ムスン	東京都港区六本 木六一〇一一	株式会社コ ムスン 檀原 ケアセンタ ー	檀原市城殿町 二五四一六 ハヤシビル二 階	居宅介護	平成十六 年六月一 日
--------------	-------------------	-------------------------------	--------------------------------	------	-------------------

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年六月一日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十五年七月三十日第七二二二二号

平成十六年二月六日第七二二二二二一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月二十五日第六〇三〇号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字東新堂五二七番地ノ一、五二八番地ノ一及び五二八番地ノ四の一部並び  
に大字上之庄二二〇番地ノ一、二二二番地ノ一、二二三番地ノ一、二二四番地ノ一、  
二二五番地、二二六番地ノ一、二二七番地ノ一、二二八番地ノ一、二二九番地及び  
二三〇番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字東新堂二二三番地ノ一

米田俊晴

一 許可番号

平成十六年三月二十三日第七二二一六四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月二十五日第六〇三二一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年五月二十五日第三八五一号  
三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市馬司町一四四番地ノ一、一四四番地ノ五、一四五番地ノ一一及び一九〇番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市馬司町一〇三八番地

馬司土地改良区 理事長 堀内健男

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 大和郡山市馬司町一九〇番地ノ一の一部

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第十四号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第六十五号)第二条第七項の規定により、参議院(選挙区選出)議員選挙(奈良県選挙区)において候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めたので告示する。

平成十六年六月一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

参議院(選挙区選出)議員選挙(奈良県選挙区)において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者一人当たりの放送回数

テレビジョン放送	一般放送事業者名	回数	ラジオ放送	一般放送事業者名	回数
奈良テレビ放送株式会社		三	大阪放送株式会社		一

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八  
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。